

# 笠置町地区防災計画

笠置地域協議会

令和2年度

# 笠置町地区防災計画

## 1 基本的な考え方

この計画は、笠置町内において甚大な被害が発生すると予測される災害及び甚大な被害が発生した災害に対し、町民が連携し一体となり行動することにより、人命を第一に財産等を災害から守り、安全で安心して生活できる防災環境が整備されたまちづくりを目指し策定する。

## 2 地区の特性

笠置町は、周囲を山に囲まれ、平坦地が少なく大小急峻な河川が多く存在する地形である。このため、土砂災害特別警戒区域等に指定されている地域が多いのが現状である。

中でも、河合地区は、地すべりを対象とした土砂災害特別計画区域があるが、避難場所の確保が非常に難しい状況にある。

こうしたことを考慮した防災対策、避難所の確保等の防災拠点整備が急務である。

## 3 地区の課題

笠置町には、次のような課題がある。

- ・地震、台風、集中豪雨等の災害の種類に応じた訓練が行われていない。
- ・風水害、土砂災害等の対策が、地域でなされていない。
- ・一時(いっとき)避難所の指定が十分でない。
- ・昼間自治会長、防災組織責任者が不在の場合の対策が不十分である。
- ・地域内の高齢者、要援護者の支援体制が不十分である。
- ・町内で長い期間大きな災害が発生していないため、住民の防災に対する意識が薄い。
- ・凶上訓練を実施し、日頃から災害危険箇所、避難経路の把握が大切。
- ・近隣地域との災害時の連携が行われていない。

#### 4 笠置町防災・災害対策組織の設置及び活動

笠置町における防災・災害対策組織等は、次のとおりとし、災害時に迅速かつ適切な対応が必要である。

##### (1) 災害対策本部の設置

次の事象が生じたときは、隊長(自治連合会長・地域協議会長)及び本部員(3区副区長)は、笠置コミュニティセンターに集まり、災害対策本部を設置し情報の収集を行う。

・風水害は、避難準備情報、避難勧告、避難指示、特別警報の発令

・地震は、震度5強以上の発生

笠置町防災・災害対策組織編成表及び緊急連絡体制 別紙様式1

(2) 気象情報発令時の災害対策組織責任者の役割 別紙2

##### (3) 自主防災組織

各区における自主防災隊の組織、任務、連絡体制は、次のとおりとし、災害時には迅速かつ適切に活動する。

① 自主防災隊編成表 別紙様式3

② 自治会緊急連絡体制 別紙様式4

#### 5 災害時の避難所の開設・運営

災害時には、速やかに避難所を開設し、円滑な運営に努める。

また、避難所の運営組織、生活ルール等は、避難所毎に作成し運営する。

(1) 避難所運営編成表 別紙様式5

(2) 避難所のレイアウト 別紙6

(3) 避難所生活ルール 別紙7

#### 6 各区の防災資機材、生活備蓄品の確保

年1回以上防災資機材、備蓄品を点検し、整備・補充等を行う。

- (1) 各避難所の防災倉庫内の資機材、備蓄品を整理し、明示する。
- (2) 不足する防災資機材、備蓄品については補充に努める。

## 7 防災訓練、防災意識の向上対策

防災訓練計画、防災意識の向上については、笠置町防災会議において、毎年検討し実施する。

## 8 笠置町防災会議の設置

笠置町地区防災計画に基づき、防災対策を着実に推進していくために、笠置町防災会議を設置する。

笠置町防災会議運営要綱を定め、これに基づき実施する。

笠置町防災会議運営要綱 別紙

令和 年度 笠置町防災・災害対策組織編成表及び緊急連絡体制表(全体)

様式1

笠置町防災対策本部 TEL27-3155		
隊長(自治連合会長)		
本部員(3区副区長)		

本部直轄		
やまびここども園		
恵那北小学校		
恵那北中学校		
小規模多機能めぐみ		
毛呂窪の里結びデイサービス		
笠置駐在所		
(恵那警察署)		
笠置郵便局		
JA恵那北部支店		
告知放送 放送本部		

笠置町消防災害対策本部(消防コミュニティ)		
消防笠置分団本部		
分団長		

毛呂窪支部:毛呂窪公民館		
副隊長・支部長(区長)		
副支部長(区書記)		
副支部長(機能別消防団)		

姫栗支部:笠置コミュニティセンター TEL27-3110		
副隊長・支部長(区長)		
副支部長(区書記)		
副支部長(機能別消防団)		

河合支部:河合公民館		
副隊長・支部長(区長)		
副支部長(区書記)		
副支部長(機能別消防団)		

笠置振興事務所 TEL27-3155	
振興事務所長	
事務職員	

	自治会総括指揮者 (自治会長)	
太田		
中田		
森下		
西洞		
栩杭		
中切		
切山		
田沢		
南		
石山開拓		
加須里		
中央		
道木		
下河合		
柄久保		

情報班・消防水班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班(各地区)
---------------------------------

## 気象情報発令時の災害対策組織責任者の役割

## 1 警報発令時(大雨・洪水・暴風・土砂・大雪)

地域協議会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機(町内で災害が予想される場合は振興事務所で待機)</li> <li>・気象情報等の把握</li> <li>・振興事務所長と情報交換及び連携</li> <li>・必要に応じ区長へ指示及び連絡</li> </ul>
区長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機(町内で災害が予想される場合は区内指定避難所で待機)</li> <li>・気象情報等の把握</li> <li>・自治会長への連絡体制の確立及び必要事項の支持、連絡</li> <li>・災害発生時の把握及び振興事務所への報告</li> </ul>
自治会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機</li> <li>・区長からの指示連絡に基づき班長等への連絡</li> <li>・自治会内の被害発生状況の把握、区長への連絡</li> </ul>

## 2 避難準備情報発令時

地域協議会長・ 自治連合会長 (本部長・隊長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事務所に詰める。</li> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・振興事務所長との情報交換及び連携</li> <li>・避難所開設の連携</li> <li>・支部長への必要事項の指示及び連絡</li> <li>・消防団長への連絡及び連携</li> </ul>
-------------------------------	---

区長（支部長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内指定避難所に詰める。</li> <li>・区内指定避難所の開設及び開設報告</li> <li>・自治会総括指揮者へ高齢者(独居老人、高齢者世帯)の避難・誘導の指示及びハザードマップの危険地域住民への避難準備要請</li> </ul>
自治会長（自治会総括指揮者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅又は区指定避難所で待機</li> <li>・支部長の指示に基づき班長等と連絡し必要な措置、行動</li> <li>・支部長への避難状況の連絡、報告</li> </ul>

### 3 避難勧告・指示発令時

地域協議会長・自治連合会長（本部長・隊長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部に詰める(笠置コミュニティセンター)</li> <li>・振興事務所長と情報交換及び連携</li> <li>・支部長への被害状況の把握等必要事項の指示及び連絡</li> <li>・消防団長との連絡及び連携</li> <li>・災害対策本部会議の開催(区長、消防団長等の招集)</li> </ul>
区長（支部長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内指定避難所に詰め指揮等の活動(区三役)</li> <li>・区内指定避難所の避難者の把握及び災害対策本部への連絡</li> <li>・区内指定避難所の運営及び災害対策本部との連携</li> <li>・区内の災害情報の把握及び災害対策本部への報告</li> </ul>
自治会長（自治会総括指揮者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅又は区指定避難所に詰める。</li> <li>・自治会内の避難者の誘導、要支援者の解除誘導を班長等と連携し実施</li> <li>・自治会内の被害状況の把握、支部長への報告</li> </ul>

#### 4 特別警報発令時

地域協議会長・ 自治連合会長 (本部長・隊長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部に詰める(笠置コミュニティセンター)</li><li>・区長への災害状況の把握等必要事項の指示及び連絡</li><li>・振興事務所長と情報交換及び連携</li><li>・消防団長との情報交換及び連携</li><li>・災害対策本部会議の開催(区長、消防団長等の招集)</li></ul>
区長 (支部長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・区内指定避難所で指揮等の活動(区三役)</li><li>・区内の被害状況の把握及び災害対策本部への報告</li><li>・区内指定避難所の運営及び災害対策本部との連携</li><li>・災害対策本部会議への報告</li></ul>
自治会長 (自治 会総括指揮者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定避難所で支部長と連携し、災害情報の把握</li><li>・指定避難所の運営の援助活動</li></ul>

#### 5 地震災害発生時

##### 震度 5 弱以下

地域協議会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅待機</li><li>・振興事務所と情報交換</li><li>・区長へ情報収集の依頼</li></ul>
区長	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅待機</li><li>・自治会長等から被害情報収集</li><li>・振興事務所へ被害情報報告</li></ul>
自治会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅待機</li><li>・自治会内の被害状況の把握、区長への報告</li></ul>

## 震度 5 強以上

地域協議会長・ 自治連合会長 (本部長・隊長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部に詰める。(笠置コミュニティセンター)</li><li>・振興事務所長と情報交換及び連携</li><li>・振興事務所長と避難所開設の連携</li><li>・支部長への被害状況の把握等必要事項の指示及び連絡</li><li>・支部長等からの情報収集</li><li>・消防団長との情報交換及び連携</li><li>・災害対策本部会議の開催(区長、消防団長等の招集)</li></ul>
区長 (支部長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・区内指定避難所に詰め指揮等の活動</li><li>・区内指定避難所の開設</li><li>・区内指定避難所の避難の把握及び災害対策本部への連絡</li><li>・区内指定避難所の運営及び対策本部との連携</li><li>・区内は意外状況の把握及び災害対策本部への報告</li></ul>
自治会長 (自治 会総括指揮者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅又は被害現地で班長等と連携し被害状況の把握及び指揮活動</li><li>・支部長へ必要な援助要請等の実施</li><li>・避難状況の把握、報告</li><li>・被害状況の報告</li></ul>



令和 年度( ) 区 自主防災隊編成表





令和 年度( ) 区 避難所運営編成表

様式 5

( )区避難所運営委員会 (総務班)	
運営委員長	区長
副委員長	副区長
	副区長 コミュニティセン ター所長

世帯数	

運営委員	( )自治会長
	女性代表
	女性代表
	女性代表

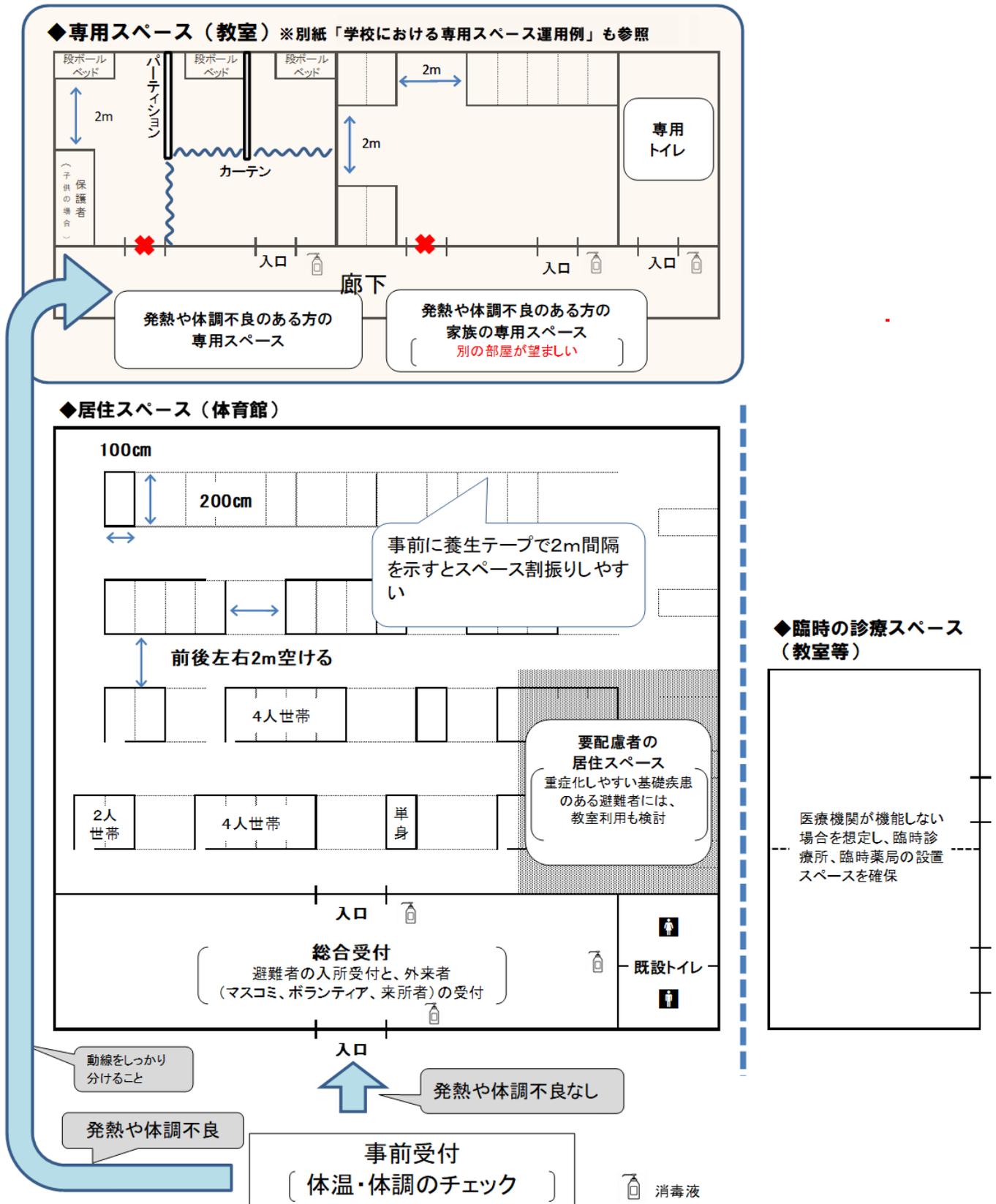
◎班長

○副班長

情報提供班 ①情報収集・伝達	生活支援衛生班 ①生活物資の要望聞き取り、配分協力②避難所生活の支援	生活支援衛生班 ①生活物資の要望聞き取り、配分協力②避難所生活の支援	避難所情報管理班 ①避難者・避難所情報の管理	食料物資班 ①救援物資等の配分協力 ②給水・炊き出し	食料物資班(女性) ①炊き出し



【避難所（体育館）のレイアウト（例）】



## 避難所運営の留意点

### ① 予防

- 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- 衛生環境について指導する衛生班を避難者(市民)の中から配置
- 保健師や衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要
- 避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施(市)
- 避難者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認(1日3回)
- 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関を受診
- ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知

#### 【個人の留意点】

- 前後左右2m程度の距離を確保
- 手洗い、マスク常用(睡眠中もできる限り)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

#### 【避難所の留意点】

- アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置

- 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

②感染者が確認された場合

- 事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

③専用スペースにおける運営の留意点

- 専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置
- 発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施

笠置町( )避難所生活ルール

◎避難生活をされる方は、本ルールを守っていただきますようお願いいたします。

1. この避難所に避難された方は、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。
2. この避難所の運営のため、〇〇区避難所運営委員、市職員(避難所担当者)、施設管理者によって、〇〇区避難所運営委員会(以下「委員会」という)を組織します。

委員会の運営組織として、あらかじめ決めた班員(総務班、情報提供班、生活支援衛生班、避難所情報管理班、食料物資班、食料物資女性班)と避難者で編成します。各班員は、指定のベストを着用することとします。

総務班・・・オレンジ、情報提供班、避難情報管理班・・・イエロー、生活支援班・・・ブルー、食料物資班・・・グリーン

委員会は、毎日午前 10 時と午後 7 時に定例会議を行うこととします。

3. 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧し、避難者の方々の住居の確保ができ次第、順次、縮小、閉鎖をしていきます。
4. 避難者は、家族単位で避難者カードを記入し提出してください。避難所を退所するときは、委員会または避難所情報管理班に連絡してください。
5. 委員会が許可した場所以外は、避難スペースとして利用できません。また、避難スペースは定期的に見直しを行います。

施設内は、土足禁止とします。

施設内へのペットの連れ込みを禁止します。

6. 食料は、午前 8 時、正午、午後 6 時に〇〇にて配布します。  
全員分の食料、生活物資が確保できない場合は、原則として配布を中止します。ただし、特別な事情のある方へは、他の避難者に説明したうえで配布をする場合があります。
7. 物資の要望は、生活支援衛生班または食料物資班へ申し出てください。
8. 消灯は、午後 10 時とし、居住スペースの照明を落とします。  
防犯のため、階段、トイレ周辺、事務室は点灯したままとします。  
消灯時間後は、居住スペースでの会話や携帯電話の利用を控えてください。
9. 施設に避難者への電話があった場合は、取次を行います。ただし、消灯後は、

原則翌朝伝言によりお伝えします。

公衆電話及び特設公衆電話の使用について、順番待ちの方がありましたら 1 回 3 分以内とします。

10. トイレの清掃は、午前 10 時、午後 1 時と 4 時に、避難者が交代で行います。
11. 避難所へ入る際は、検温と手指消毒を行い、施設内ではマスクを着用してください。  
発熱等、体調不良の症状がある方は、生活支援班へ申し出てください。
12. 避難所内での飲酒と、所定の場所以外での喫煙は禁止とします。
13. 施設の敷地内での火気の使用は原則禁止とします。暖房器具、調理器具などの下記の使用については、施設管理者の承諾を得たうえで、十分注意して使用してください。

◎本ルールは、避難所運営時において必要が生じた場合は、避難所運営委員会に諮ってその都度変更します。

## 笠置町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠置町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 笠置町地区防災計画を作成し、その実施を推進すること。また、必要に応じて計画の変更を行うこと。
- (2) 地域の防災訓練計画の策定及び訓練の実施に関すること。
- (3) 町民の防災意識の向上に関すること。
- (4) 防災・減災に関する講習会等の実施に関すること。
- (5) 恵那市が主催する防災アカデミーの受講促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災に関する事項。

(会長等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、地域協議会長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 笠置地域協議会長
- (2) 各区長
- (3) 笠置消防団長
- (4) 機能別消防団
- (5) 防災士・防災リーダー
- (6) その他特に必要と認め、地域協議会長が任命する者

- 6 委員の任期は、2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(議事)

第4条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、個別事項について協議する場合、関係する委員を招集し、会議を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、笠置振興事務所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。